

毎週月・水・金曜日発

# 富山県報

令和元年6月21日

金曜日

第4510号

## 目次

### 告示

- 測量業者登録簿の閲覧所の一部改正 1
- 新規土地改良事業施行の認可
- 新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧 2

### 公告

- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施
- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 6
- 落札者等の公示 7
- 大規模小売店舗立地法による意見書の概要 8
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出
- 土地改良区の役員の就退任 10

## 告示

### 富山県告示第291号

測量業者登録簿の閲覧所の一部改正について

測量業者登録簿の閲覧所（昭和37年富山県告示第184号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月21日

富山県知事 石井 隆 一

本則中「1番地」を「1番7号」に、「管理課」を「建設技術企画課」に改める。

### 附則

この告示は、公布の日から施行する。

(建設技術企画課)

### 富山県告示第292号

新規土地改良事業施行の認可について

小矢部市土地改良区から申請のあった平田地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、令和元年6月13日認可した。

令和元年6月21日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県告示第293号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

朝日町土地改良区から申請のあった大家庄地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、令和元年6月13日適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和元年6月21日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

土地改良事業計画書の写し  
定款の写し

2 縦覧の期間

令和元年6月21日から  
令和元年7月22日まで

3 縦覧の場所

朝日町役場

~~~~~  
公 告  
~~~~~

### 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は

特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和元年6月21日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達物品等の名称及び数量  
固形連続生産システム 一式
- (2) 調達物品等の規格、機能、性能等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和2年3月24日
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成31年富山県告示第173号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成31年富山県告示第173号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

## 3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を応札仕様書等の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合

は、これに応じなければならない。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号  
富山県出納局総務会計課用度管理係  
電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

令和元年6月21日から同年7月11日までの間（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和元年7月1日 午後2時30分  
イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号  
富山県出納局総務会計課入札室

- (4) 応札仕様書等の提出期限

令和元年7月18日 午後5時15分

- (5) 入札書の受領期限

令和元年7月31日 午後2時00分（郵便による場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。）

#### 5 入札・開札の日時、場所等

- (1) 開札日時 令和元年7月31日 午後2時00分

- (2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

#### 6 入札保証金に関する事項

免除とする。

## 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約の締結に当たっては、落札者が決定した後仮契約を締結し、富山県議会において議決を得たときには、契約保証金の納付又は免除と同時に仮契約の内容を内容とする本契約を締結するものとする。
- (3) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する

る言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

- (4) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (5) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (6) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:  
Continuous solid dosage manufacturing system, one set
- (2) Time limit of tender  
2:00 p.m. 31 July 2019
- (3) Contact point for notification:  
General Affairs, Accounting and Property Management Division  
Treasury Bureau  
Toyama Prefectural Government  
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.  
930-8501 Japan  
Telephone: 076-444-3423, 3424

## 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和元年6月21日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

令和元年5月23日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひまわり

## 3 代表者の氏名

稲荷 護

## 4 主たる事務所の所在地

富山県富山市太田 213番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者に対して、地域の中で自由に生活していく場所を提供するために、地域生活や自立を支援する事業を行い、障害を抱える人たちの福祉の増進に寄与することを目的とする。

**落札者等の公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和元年6月21日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

輸液ポンプ 180式

シリンジポンプ 100式

## 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号

## 3 落札者を決定した日

令和元年5月30日

## 4 落札者の氏名及び住所

日通商事株式会社富山営業センター 富山県富山市黒崎 141番地1

## 5 落札金額

85,691,520円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例政令第6条の公告を行った日

平成31年4月19日

**大規模小売店舗立地法による意見書の概要について**

平成31年2月6日付けで公告した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので、同条第3項の規定により公告し、当該意見書を縦覧に供する。

令和元年6月21日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 店舗の名称及び所在地

ひらせいホームセンター庄川店 砺波市庄川町示野 388 ほか3筆

## 2 店舗を設置する者 株式会社ひらせいホームセンター

## 3 市町村の意見の概要

- (1) 周辺隣地の耕作及び農業者への配慮に関すること
- (2) 法令遵守に関すること

## 4 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

## 5 縦覧期間 令和元年6月21日から令和元年7月22日まで

**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年6月21日



## 富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地  
TSUTAYA 砺波店・YMD テナントビル 砺波市幸町5番1 ほか8筆
- 2 店舗を設置する者 株式会社シューコーポレーション ほか1
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社シューコーポレーション ほか2
- 4 新設の日 令和2年2月14日
- 5 店舗面積の合計 1,357㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物西側 52台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 A棟建物北西側 25台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 A棟建物北側 ほか 18.5㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 A棟建物北側 ほか 11.23㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前10時及び午後11時 ほか
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分～午後11時30分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所 敷地西側 ほか
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前7時～午後6時 ほか
- 8 届出の日 令和元年6月13日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 令和元年6月21日から令和元年10月21日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

- (2) (1)の事項の公表の可否  
 (3) 当該店舗の名称及び所在地  
 (4) 意見及びその理由

### 土地改良区の役員 の 退任

早月川沿岸土地改良区の役員であった次の者が平成31年3月28日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和元年6月21日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所	
理 事	松 井 滋 樹	滑川市領家町	68番地 4
同	小 幡 新 吉	同 中野島	2753番地
同	常 田 幸 雄	同 北野	815番地
同	細 川 豊	同 大島	332番地 2
同	小 善 重 雄	同 大掛	2167番地
同	石 坂 求	同 横道	3405番地
同	稲 垣 作 徳	同 七口	1802番地
同	能 崎 義 雄	同 大崎野	412番地
同	飛 田 幸 夫	同 森野新	145番地
同	岡 本 孝 夫	同 寺町	130番地
同	高 橋 久 光	同 小林	112番地
同	砂 原 孝	同 上小泉	1641番地
同	高 城 利 守	同 下梅沢	256番地1
同	酒 井 忠 義	富山市水橋下砂子坂新	145番地
同	折 川 孝 義	魚津市川縁	242番地
同	金 坂 隆 男	同 吉野	363番地
同	上 田 昌 孝	滑川市柳原	54番地 2

同	村 椿	晃	魚津市中央通り二丁目	6番13号
監 事	浦 田	弘	滑川市大榎	588番地
同	中 川	保	同 上島	73番地
同	溝 口	哲 榮	魚津市舩方	357番地

### 土地改良区の役員の就任

早月川沿岸土地改良区の役員に次の者が平成31年3月29日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和元年6月21日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所	
理 事	齊 藤 勝 二	滑川市加島町	2219番地
同	荒 川 隆	同 荒俣	259番地
同	稲 場 秀 雄	同 北野	62番地
同	高 瀬 宗 玄	同 中村	255番地
同	小 善 重 雄	同 大掛	2167番地
同	石 坂 求	同 横道	3405番地
同	稲 垣 作 徳	同 七口	1802番地
同	福 田 作 一	同 大崎野	502番地 1
同	飛 田 幸 夫	同 森野新	145番地
同	岡 本 孝 夫	同 寺町	130番地
同	高 橋 久 光	同 小林	112番地
同	前 田 實	同 上梅沢	160番地
同	加 藤 清 治	同 下梅沢	126番地
同	酒 井 忠 義	富山市水橋下砂子坂新	145番地
同	坪 崎 誠 一	魚津市川縁	284番地
同	金 坂 隆 男	同 吉野	363番地
同	上 田 昌 孝	滑川市柳原	54番地 2

---

同	村 椿 晃	魚津市中央通り二丁目 6 番13号	
監 事	椎 名 敏 夫	滑川市栗山	3163番地
同	佐 々 興太郎	同 高柳	769番地
同	溝 口 哲 榮	魚津市舩方	357番地